

## 社会教育および学校教育事業等の共催・後援に関する要綱

(趣旨)

第1条 函館市教育委員会（以下「委員会」という）が、教育行政推進のため、社会教育および学校教育関係団体の行う事業または行事につき共催または後援をする場合は、この要綱の定めるところによる。

(対象団体等)

第2条 委員会が共催または後援をする対象となる団体および法人（以下「団体等」という。）は、次に掲げるとおりとする

- (1) 官公署
- (2) 公共的性格を有する団体等
- (3) 芸術・芸能・文化活動を行う団体等
- (4) スポーツ・レクリエーション活動を行う団体等
- (5) 前2号に掲げるもののほか、社会教育活動を行う団体等または学校教育に関連する団体等
- (6) その他教育長が特に認める団体等

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体等は、対象団体等としない。

- (1) 特定の政治、宗教、思想等に関連した団体等
- (2) 特定の公職者又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体等
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体等
- (4) 前各号に掲げる団体等のほか、名義使用が適当でないと教育委員会が認める団体等

(対象事業・行事)

第3条 委員会が共催または後援をする対象となる事業・行事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事業・行事で公益性があり、保健衛生および災害防止について必要な措置が講じられているものとする。ただし、特定の思想や政治的な主義・主張に関わる事業で、行政の中立性を損なうおそれがあると認められるもの、または宗教的活動を目的とし、もしくは営利を主たる目的とすると認められるものを除く。

(1) 共催をする場合

- ア 市が主催または共催をする事業・行事
- イ 社会教育および学校教育の推進のために必要な事業・行事であって、その事業・行事の性質上、委員会が共催の依頼があった団体と共同で行うことが不可欠であるもの
- ウ その他教育長が特に認める事業・行事

(2) 後援をする場合

- ア 芸術・芸能・文化の普及または振興を目的とする事業・行事
- イ スポーツ・レクリエーションの普及または振興を目的とする事業・行事

- ウ アおよびイに掲げるもののほか、社会教育の普及・振興および学校教育の推進に資することを目的とする事業・行事
- エ 市の施設の指定管理者が主催・共催し、入場料、観覧料等が社会通念上適正な額であり、上記ア～ウのいずれかの条件を満たしている事業・行事
- オ 市の計画に基づき誘致活動をしているプロスポーツ・アマチュアスポーツ等の団体が主催し、入場料、観覧料等が社会通念上適正な額であり、上記ア～ウの条件を満たしている事業・行事
- カ その他教育長が特に認める事業・行事

(事業・行事の取扱い)

第4条 委員会が共催または後援をする事業・行事についての取扱いは、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 共催するときは、当該事業・行事執行のための企画、立案に参画し、共催の他団体とともに責任主体となる。
- (2) 後援するときは、当該事業・行事の内容によって、広報等の便宜を図る。

(申請手続)

第5条 委員会の共催・後援を得ようとする者は、事業・行事内容を記載した依頼書および計画書、その他委員会が必要とする書類を提出するものとする。なお、共催・後援を得ようとする者が営利を目的とする団体の場合、または、事業・行事の実施にあたり、入場料等を徴収する場合は、当該事業・行事の収支予算書を提出するものとする。

2 共催・後援の決定にあたっては、提出された書類を審査し、教育長が決定する。なお、特に次の点について指導するものとする。

- (1) 依頼書の提出を受けたのち、記載事項に変更を生じた場合は、すみやかにその旨を委員会に報告すること。
- (2) 前号に規定する変更の届出を怠ったときは、委員会が表示した承認は無効となること。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、特別な事項については教育長がその都度決定する。

附 則

この要綱は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。